

---

◎議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（稲葉昭宏君） 日程第10、議案第9号 松崎町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

議案の朗読は省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

○町長（齋藤文彦君） 議案第9号は、松崎町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

詳細は担当課長をして説明します。

（総務課長 金刺英夫君 提案理由説明）

○議長（稲葉昭宏君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

○1番（藤井 要君） 退職金を上げてやることは非常にいいことと思っているわけですが、何かもう一律5万円とか、そういうようなことですが、内容的にもう少し細かく出来なかったのか、そのようなところをお聞きしたいということと、あと、もしあれだったら、隣町くらいの・・・、どのような関係になっているか、比較があればお知らせ願いたいと思いますけれど。

○総務課長（金刺英夫君） この金額につきましては、今回の改正の金額でございますが、消防庁の通達によるものでございまして、一律になっているはずです。

（藤井議員「隣町は・・・」と呼ぶ）

○総務課長（金刺英夫君） 同じです。

○議長（稲葉昭宏君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（稲葉昭宏君） 質疑がないようでありますので、質疑を終結したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（稲葉昭宏君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（稲葉昭宏君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（稲葉昭宏君） 賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第9号 松崎町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例についての件を挙手により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（稲葉昭宏君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---